

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	企業局	整理番号	8
許認可等の種類	固定資産の寄付申込みに対する受納			
根拠法令条例等・条項	給水装置新設の申込みに伴う配水管布設工事の取扱要領第18条			
許認可等の概要	申請者施行による固定資産の寄付申込みに対する受納			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	0 給水装置新設の申込みに伴う配水管布設工事の取扱要領 第18条 管理者は、第16条の結果通知書が合格の場合、寄付申込みのあった配水管に係る工事費用が、申請者から工事店へ支払われたのを確認した後、「水道施設寄附契約書」により寄附者と寄附契約を締結し、当該配水管の引渡しを受けるものとする。			
基準の制定根拠	申請者施行の実施に必要な標準単価の設定について			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日(現地機関受付処理 7日、処分機関処理 7日)			
期間の制定根拠	-			